

国土利用計画

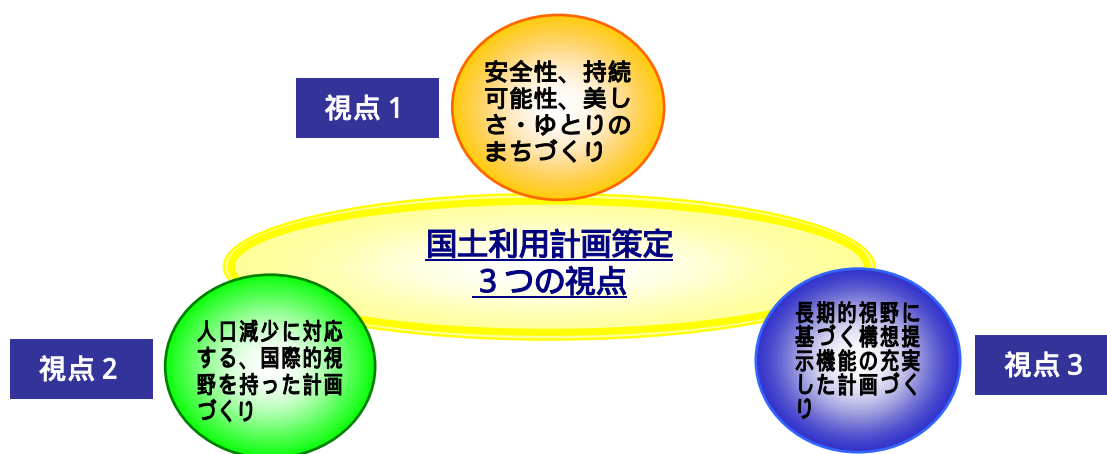
背景

国土利用計画市町村計画は、国土利用計画法第2条に定められた基本理念に即して、同法第8条の規定に基づき市町村の区域について定める国土の利用に関する計画であり、農業振興地域整備計画や都市計画等の変更・策定に際して、その基礎的枠組みを規定する市町村土地利用に関する行政の総合的指針（マスタープラン）となるものです。

国においては、第三次国土利用計画（全国計画）が平成8年2月に閣議決定され、高齢化・少子化に対応して人口増勢の鈍化を見込み、都市化の速度を緩めるものと見る一方で、5%の農地の減少を容認しています。さらに、兵庫県南部地震を契機とした地震対策等国土の安全性の確保や、地球環境問題の顕在化により自然環境の保全と創造、国土資源の管理などの課題に対応する計画となっています。また、平成17年2月には、国土利用計画研究会の「今後の国土利用の在り方に関する検討状況」において、“安全性、持続可能性、美しさ・ゆとりの追求”“人口減少に対応する、国際的視野を持った国土利用計画”“長期的視野に基づく構想提示機能の充実”といった国土利用の変化に即した計画づくりを示しています。

今後は、こうした動向を踏まえるとともに、計画の管理、運用、関係機関・住民との合意形成、さらに多くの市町村が合併により新市・町としてスタートしており、将来を見据えた国土利用計画市町村計画の策定・改定が急務となっています。

視点



ステップ

本計画策定は、原則としておよそ1年をかけ、「参画型の計画づくり」を基本に、住民・職員の積極的参画のもとに国土利用計画としてとりまとめていきます。計画策定の基本的なステップとその内容は以下のとおりです。

